1 1 月						
日	月	火	水	木	金	±
				1	2	3
4	5	6	7	1 8	$\frac{2}{9}$	3 10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

 \mp 5 5 5 - 0 0 2 4

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山202世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

メール info@seko-tax.com

ホームページ http://www.seko-tax.com/

1 ごあいさつ

今月、事務所便り第 69 号を発行させていただきます。 天候も安定してお出かけにいい季節になってきました。 もう少しすると近畿でも紅葉を楽しめるようになってき ますので、楽しみですね。

今月は、交野市にある星のブランコ(吊り橋)にハイ キングで行った際に撮影した写真を掲載いたします。



(写真は、交野市の星田神社です)

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりのピックアップとしまして、従業員等の子供に対する 入学祝金は課税されるか、最近の税務関連状況、税 金以外のテーマとしまして病気の「常識」は「非常識」 その2 を書いております。

皆さんのご参考になれば、うれしく思います。

2 従業員等の子供に対する入学祝金は課税され るか について

今回も、業務活動をしている際に判断に困る内容をピ

ックアップ (Q&A 形式) してご紹介させていただくことにします。

- Q、当社では、慶弔規定において、役員および使用人の子供が小学校、中学校、高校および大学に入学するとき、それぞれの入学時に祝金を5万円から10万円の範囲内で贈呈することを追加して定める予定です。この規定による祝金を支給した場合、給与所得として課税(源泉徴収)すべきでしょうか。
 - A、入学そのものは、めでたい祝事であり社会的儀 礼の慶事として一般に広く認識されていること、 また、その祝金の額は、一般の社会常識からみて 妥当(相当)なものといえることから、給与所得 として課税しなくて差し支えないと考えられま す。



(写真は、交野市の星田妙見宮です)

1 給与所得とは

給与所得とされる収入金額については、金銭のほか物 や権利その他の経済的利益も含まれますので、食事など の現物による給付や商品の値引販売などによる経済的利 益の供与も給与等となります。

ところで、所得税法に規定する給与等の内容等につい ての留意点は、次のとおりです。

- ① 俸給、給料、賃金、歳費などは、月払い、週払い、日 払いなどの定期的な支払が一般的ですが、不定期に 支払われる場合も給与等となります。また、その給 与等の額が一定額によっているか、労務に従事した 時間や日数によって決められているか、労務提供の 成果である出来高や収穫高などにより決められてい るかなど、その基準がどうであるかは問わず給与等 となります。
- ② 賞与は、通常、⑦利益を基準として支払われるもの、 ①支給額や支給基準があらかじめ定められていない もの、⑦支給期があらかじめ定められていないもの などで臨時に支払われるという臨時的給与の性質を 有しています。
- ③ 「これらの性質を有する給与」としては、扶養手当、 住宅手当、通勤手当などの各種手当をはじめ、各種 の物や権利により支払われるものや経済的利益の供 与によるものがあります。



(写真は、交野市の星田妙見宮です)

2 課税除外とされる給与等

給与等は、原則として金銭で支給されますが、このほ

か物または権利その他経済的利益の供与により支給されるところのいわゆる現物給与として支給される場合もあります。給与等とされるものは、原則的には課税されますが、これらの給与等の中には、その性質上通常の給与等と同一に取り扱うのが適当でないものがあります。そこで所得税法や所得税法基本通達などには、それらの給与等について特別な取扱いを定めています。これらの取扱いのうち、ご質問に関連する給与所得者の慶弔金等については次のとおりです。

(1) 結婚等の祝金品

使用者から役員または使用人に対し雇用契約等に もとづいて支給される結婚、出産等の祝金品は、給 与等として課税されます。ただし、その金額が支給 を受ける者の地位等に照らし、社会通念上相当と認 められるものについては、課税しなくて差し支えな いとされています。

この取扱いは、社会的儀礼として一般に慣習として広く行われている慶事に対する祝金品で、受贈者の地位等に照らし社会通念上相当な額についてまで課税することになると国民感情にそわない処理となるので、それを回避するための取扱いと類推されます。そのため課税除外の対象となる慶事は、社会一般に広く祝われる性質の出来事を想定したものであると考えられます。

慶事に対する祝金品が、課税除外とされるには、その金額が社会通念上相当と認められている額であるほか、その慶事が社会的儀礼として一般に広く認識されていることが必要であると考えられます。

(2) 葬祭料、香典、災害等の見舞金

心身に加えられた損害または突発的な事故により 資産に加えられた損害に基因して取得する損害保険 金や損害賠償金および相当の見舞金などは、所得税 法施行令第 30 条において原則として非課税とする ことを定めていますが、この規定を適用して所得税 法基本通達 9-23 では、葬祭料、香典または災害等の 見舞金で、その金額がその受贈者の社会的地位、贈 与者との関係等に照らし社会通念上相当と認められ るものについては、課税しないこととしています。

これらの葬祭料、香典、災害等の見舞金は、積極的な所得として課税するには適当ではなく、また、

これに課税することは国民感情にそわないことになるとの配慮であると考えられます。

(3) 社会通念上相当と認められるもの

前記(1)および(2)においてその金額が課税されな いためには、いずれも「社会通念上相当と認められる もの」という条件が付いていますが、これに関しての 具体的な指針や金額などは税務上通達等で何も示さ れていません。これら慶弔事の社交儀礼的な行為の 内容や程度などは、その行われる地域や組織あるい は業界の特殊性や慣習などの種々の要素が入り混じ って自然に決まる性質のものであるといえますので、 今後においても、通達等で画一的な基準や金額を示 すことは困難であると考えられます。このため、社会 通念上相当であるかどうかの判断は大変難しいもの がありますが、一般的には、その地域における慣習、 自己の過去の支払事例、他社やその業界の支払事例 などを参考に、受贈者の社会的地位や支払をするに 至った事情などを勘案して社会通念上相当な額を決 めるほかありません。

要は、多くの場合、特別の事情のないかぎりは、 慶弔事に対する支払額は一般社会常識的な水準を著 しく超えないものであるということになると思われ ます。

3 結論

ご質問の慶事に対する祝金品が「課税しなくて差し支えない。」とされるためには、前述のとおり、その金額が社会通念上相当であると認められる額であるほか、その対象となる慶事が社会的儀礼として一般に広く認識されていることが必要であると考えられます。

ご質問の子供の入学は、それ自体めでたい祝事であり、社会の少子化傾向の中、社会的儀礼の慶事として一般に広く認識されているものと認められます。また、祝金品の額も5万円から 10 万円の範囲内ということですので一般の社会常識からみて高額でない妥当(相当)なものといえましょう。

したがって、ご質問の入学祝金については給与所得と して課税しなくて差し支えないと考えられます。

従業員さんに慶弔金を支払うことも多いのではないか

と思い、このテーマを取り上げさせていただきました。

【参考文献】

・新日本法規出版(株)発行 「ケーススタディ所得税実 務の手引」



(写真は、交野市の星野ブランコ (吊り橋) です)

3 最近の税務関連状況

最近の税務関連で新聞等に取り上げられている事項を ご紹介しておきます。

公営ギャンブル関連

日経新聞に「**競馬や競輪の高額払戻金 大半税務申告** せず 検査院調べ」、の記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・競馬や競輪などの公営ギャンブルで1千万円以上の高 額な払戻金を得た人の大半が税務申告していないとみ られることが、会計検査院の調べで分かった。
- ・馬券、車券といった投票券の購入や払い戻しの際に本 人確認がなく、税務当局による把握が難しいことが背 景にあり、対策が求められそうだ。
- ・公営ギャンブルで得た一定以上の所得は一時所得や雑 所得として申告する義務がある。

などと書かれておりました。

*確定申告をしないといけないことを知らなかった方、また

は知っていても税務署にバレないだろうと思って確定申告をしていない方もいらっしゃることと思います。ただ今後対策が取られるでしょうから、所得を得た方は確定申告をすることをお勧めいたします。



(写真は、展望台からの眺めです)

4 病気の「常識」は「非常識」 その2

「食」「健康」「ストレス緩和」「癒し」に関連したテーマ について毎回書いていくことにしております。

今回は、「糖尿病の「常識」は「非常識」」についての 情報をご紹介させていただきます。

参考文献には、

- ・糖尿病と診断される人の数も少なくありません。高血 圧ほどではありませんが、1000万人近くもの方が糖尿 病の薬を服用しているといわれています。
- ・血糖降下剤の服用が問題なのは、対処療法にすぎない からなのです。なるほど、血糖降下剤を服用すること によって、見かけ上は、血糖値などの値は改善されま す。
- ・しかし、それは治ったということではありません。逆に、生体の自律(自己治癒力)を損なう危険性を多分にはらんでいます。血糖降下剤のために生体の調整機能、すなわち自己治癒力はいよいよ衰退していきます。ついには、自律能がまったく機能しなくなり、インスリンを補うよりほか、手立てがなくなってしまいます。そうなればまさしく、一生薬漬けになってしまうでし

ょう。さらに本人も、薬さえ服用すればこと足りると変に安心して、いよいよ薬に依存するようになります。 そうすればますます生活習慣を改める努力もおろそかになり、自律能はいよいよ低下するばかりです。

・日本糖尿病学会は 1999 年に、糖尿病の基準値を 140 mg/dlから 126 mg/dlにいきなり改定しました。そのおかげで、新たに数百人もの方が、はれて血糖降下剤を服用する資格を得ることになりました。

などと書かれておりました。

参考文献からすると、血糖降下剤を飲んでも対処療法だけなので、糖尿病を根本的に治そうと思ったら生活習慣を変えてクスリを飲まなくてもいいようにしていくことが大切だと書かれています。

体調が優れない時に病院で診察を受けてどこが悪いのかを知ることは大切だと思いますが、それをクスリを飲むだけで安易に治すことを続けていると人間が本来持っている自然治癒力を弱めてしまいますので、注意が必要だと思います。

【参考文献】

・9割の病気は自分で治せる 著者 医学博士 岡本裕 発行所 中経出版

5 編集後記

先月交野市にある星のブランコ(吊り橋)までハイキングに行った時に大門酒造という酒蔵を見つけたので、立ち寄って純米酒を購入して自宅で美味しく味わいました。下の写真は、その酒蔵の入り口です。



今月も最後までお読みいただきありがとうございました。